

# 上田市の自治の基本原則等を定める条例

## の策定に関する基本方針

～ 住民主体のまちづくりを目指して ～

上田市政策企画局 まちづくり協働課

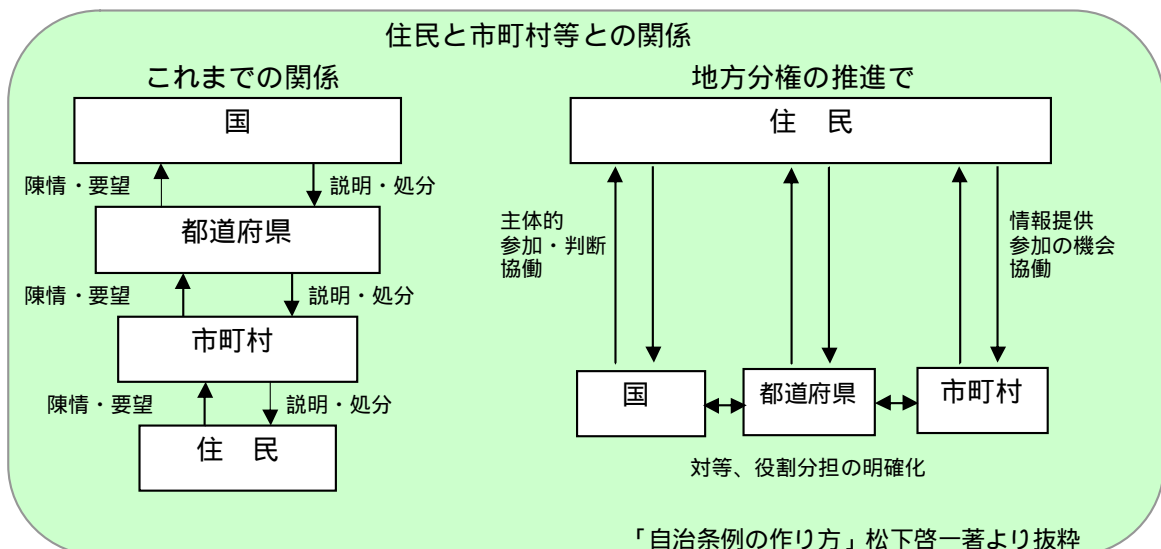
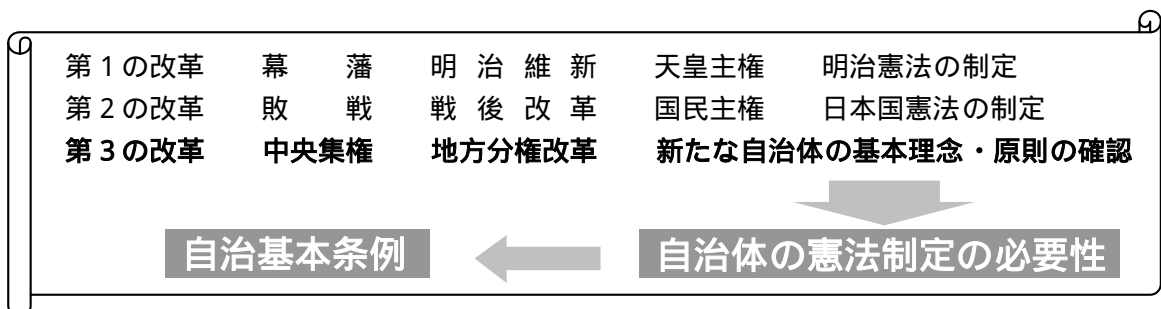
### 趣 旨

この基本方針は、合併により始まった地域内分権の促進と、「生活者起点」「市民が主役のまちづくり」を市民と行政との協働によって進めることを目的として、市の条例策定に関する基本的考え方と条例づくりの進め方についての基本的な方針を示すものです。

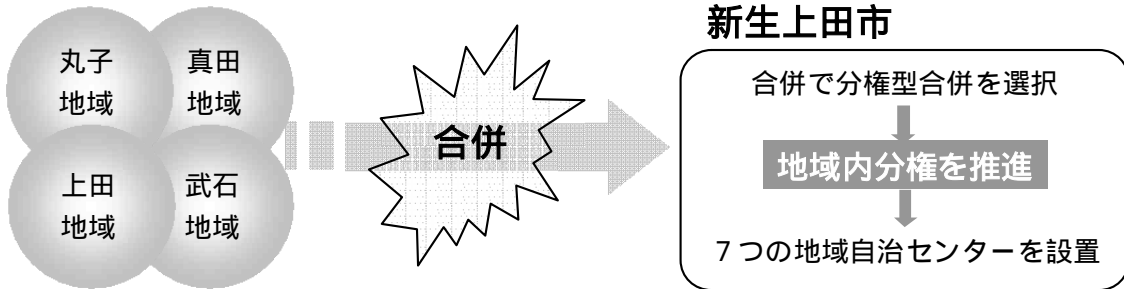
なお、条例の施行は、平成22年4月を目指します。

### 自治基本条例とは

国の三位一体の改革によって地方に税源を移譲するという方針が出され、日本は地方分権の時代が到来したといわれています。この変革は明治維新による明治憲法の制定、戦後改革による日本国憲法の制定に次ぐ第3の改革といわれ、平成の地方分権改革によって自らの手でまちづくりの舵を取ることができるようになった地方都市では、市民を中心として新たな自治体の基本理念、基本原則を確認する条例の制定が全国的に進んでいます。こうした、市民が主体となって地域のために活動できるよう市民・行政・議会それぞれの権利や責務を広く示した取り決めを、一般的に自治基本条例と呼び、多くの場合、その自治体の最高規範として位置づけられています。



## 新生上田市における条例の必要性は



### 地域自治センターの機能

- ・ 総合支所（支所）機能（身近な住民サービスの提供）
- ・ 地域の多様な意見集約機関としての地域協議会の設置
- ・ 地域住民の情報交換、まちづくり活動や交流の拠点機能



### 機能の充実のためには

- ・ 地域内分権の更なる推進
  - ・ 地域住民が地域のことについて考え、まちづくりや公的な活動に対する意識の高揚と実践（住民自治）
- 以上の2点が必要不可欠です。

市民は公的サービスの受け手だけでなく、自らが主役となり、行政経営に参画しながら、自分たちが暮らしていくまちを、自ら創っていかうという機運を助長し、協働によるまちづくりを推進するための「わかりやすい」自治の基本理念と基本原則についてのルールづくりが必要となります。

この自治の基本理念と基本原則をわかりやすくまとめたものが

**自治基本条例** です。

自治基本条例づくりを市民自らの手で進め、悩み、考え、議論することで、行政経営にどのようにかかわりを持ち、どう推進するかが明らかになってくるものと考えています。 今後も持続的に発展するためのまちづくりを進め、市民、議会、行政との一体感を醸成し、輝きを持ち続ける上田市としていくためにも、市町村合併を果した今こそ、特色ある新市における自治の基本原則を定める条例の策定を推進していく必要があります。

## 条例制定の背景は

### 地方自治体を取り巻く環境の変化

#### 【現 状】

##### 分権社会における 自治体の役割の変化

地方分権一括法の施行により自治体の役割が国の下請け機能的なものから国と対等な「地方の政府」となりました。

こうした時代の変化に対応し、全国一律であった行政サービスを地域の特性やニーズに合わせて再構築することが求められるとともに、自己責任と自己決定に基づく自治体経営が求められています。

##### 住民自治の拡大と 公共サービスの担い手の多様化

まちづくりへの住民参加やボランティア、NPO等による地域活動が活発化することにより、地域の課題は自分たちで解決していこうという住民自治の意識も高まっています。

国の規制緩和により公共サービスへの民間参加が広がる一方、各自治体は厳しい財政状況の中、行政経営のあり方を見直し、「小さな政府」への構造転換を図るなど行政経営のスリム化が図られています。

### 行政主導型から参加協働型へ 新たな公共の創造

#### 【課 題】

こうした自治体をめぐる変化に対応していくため、参加・参画と協働を柱とする新しい自治の仕組みを築いていこうとする動きが活発化しています。

また、これまでのような行政主導型の公共サービスの展開ではなく、住民の参加と協働により、まちの個性を磨き上げ、さらに積極的に活動しようとする「地域力」の再生と強化を進め、多様な主体が公共サービスの提供を担うという新たな「公共の創造」が課題となっています。

このような住民自治を広めることも、重要な目的です。住民と行政との関係やそれぞれの役割を明確化し、どのように自治を進めていくかの基本原則を確認しなければなりません。また、住民参加の機会と手段をより豊かにしていく手法の確立が求められています。市民と市民が議論を交わし、活発に市の将来について考える場を創出することが重要であり、それをどう作るかが求められています。

これらを確認事項とした、自治基本条例制定の動きが、全国的に広がっています。

## 上田市の条例に対する考え方は

「自治」に関する基本的な事からは、憲法と地方自治法をはじめとする国の法令で定められています。しかし、それらの法令は主に行政の手続きに関する規定が示されており、協働という立場に立った「住民自治」についての取り決めは詳細に示されていません。

そこで、合併により新市が誕生したことを契機として、上田市の地域内分権を推進していくため、自分たちのまち（地域）のことは自分たちが主体となって考え、市民と行政が協働してまちづくりに取り組んでいくための基本的な約束を、市民主導で検討していただきたいと考えています。

## 条例を創ることによって何がかわるのか

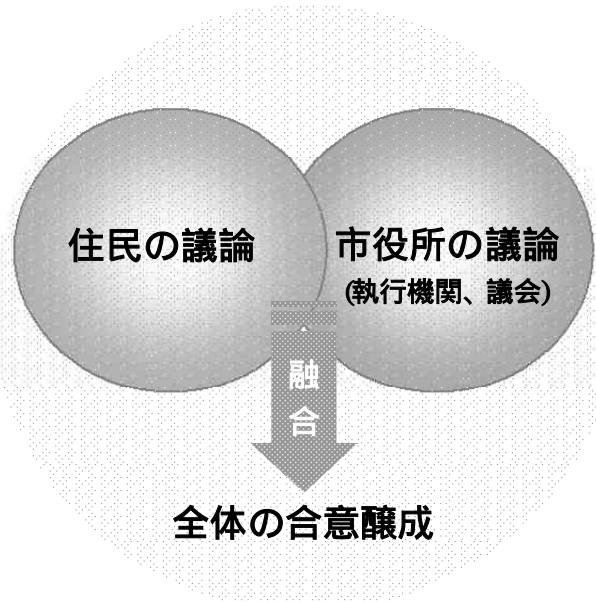
個性が輝く多様性の豊かなこの時代において、まちづくりは従来の行政主導型から市民協働によるまちづくりへと市民の皆さんの意識も変わってきました。

自治基本条例は行政や議会がどのような取り組みをしているかを明らかにし、市民の皆さんの活動や実践をサポートできるルールを再確認し、未来へ向けた姿勢を示すことで、「住民自治」の実践に寄与できるものです。

条例を制定することにより、住民参画が促進するとともに、今後、時代背景が変革したとしても、市民の皆さんによるまちづくりへの参画は担保されていくこととなり、この条例の存在意義が実感できると考えています。

そのためにも、条例制定のプロセスは市民の皆さんが考え進めていくことが大変重要であると考えます。

## 条例制定の過程に求められる考え方は



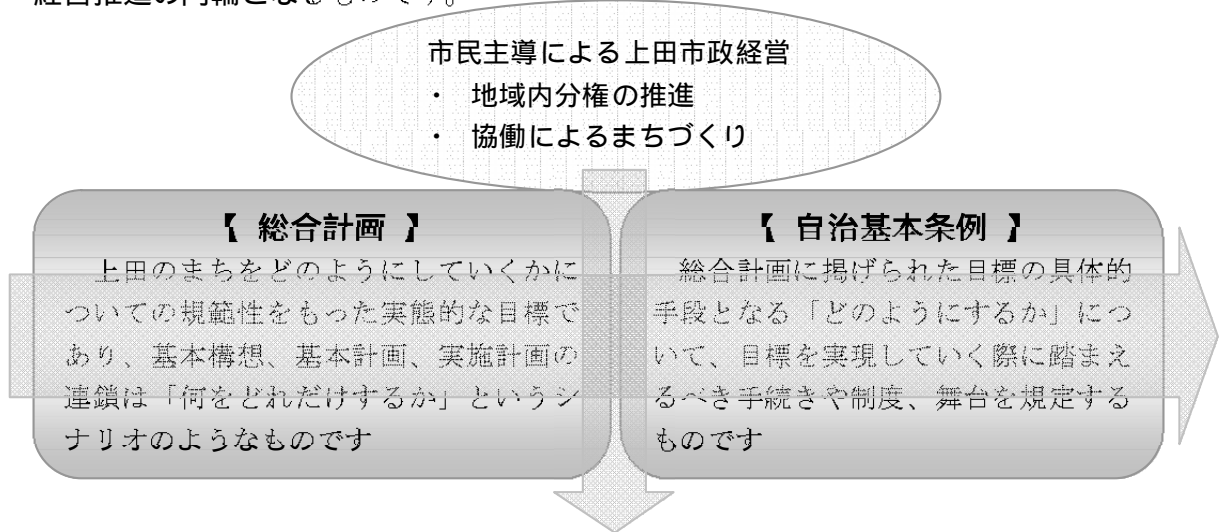
自治基本条例は市の自治の基本となる条例であることから、市の条例の頂点に据えられるものであると考えています。

そのため、この条例の制定手続きについては、市民による議論と市民全体による合意醸成が必要となります。

このため、従来、市の審議会といった附属機関へ市の条例案を示し、議論していくのではなく、市民自らが意見を出し合って議論し、その中で市民骨子案の策定作業を進めていくことを目指します。

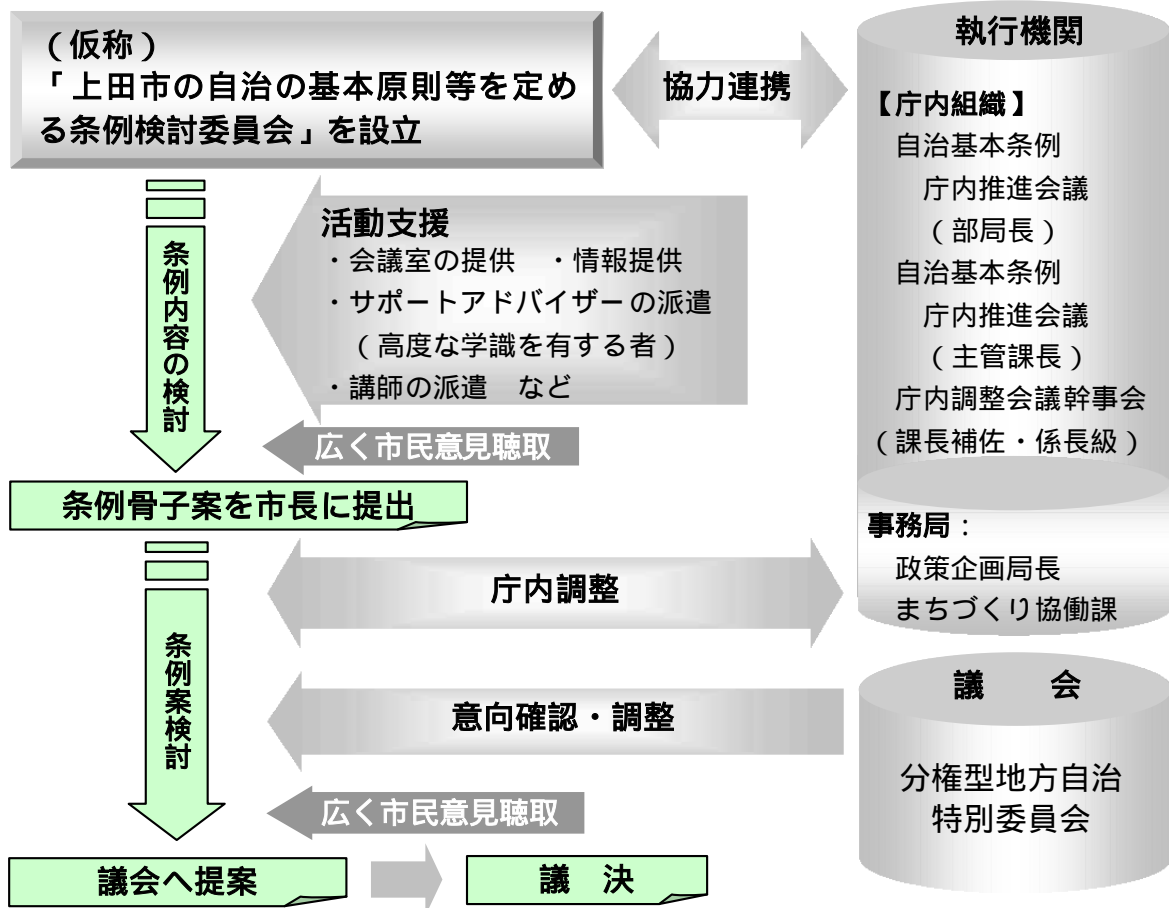
## 総合計画と自治基本条例との関係は

まちの内容を「何を どれくらい いつまでにやるのか」を定めた総合計画とまちの創り方を「誰が どのような役割で進めるのか」を規定した自治基本条例とは、上田市政経営推進の両輪となるものです。



## 条例づくりの進め方

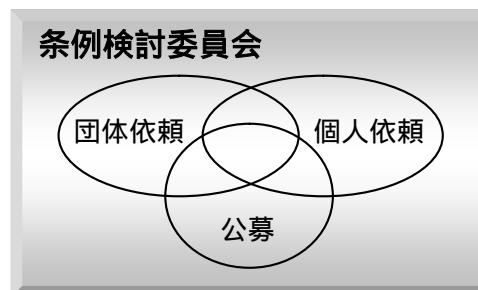
条例づくりは、市民と行政が対等に、協力連携して策定を目指します。



## 条例検討委員会の定員、及び構成

条例の検討過程に求められる考え方において、「市民が主体となり、市民自らが議論し、検討する組織」としていく必要があることから、広く市民の意見を取り入れるため、団体等依頼委員は22人、公募委員は4人以内で構成し、委員定数は26人とします。

なお、条例検討委員会等との連絡調整や情報提供を行うための市の事務局は、まちづくり協働課が担当します。



## 部会の設置及び条例の想定される論点

条例の論点範囲が広範と予想されるため、条例検討委員会に全体会のほか、必要に応じて、部会を設置できるものとします。

### < 条例の想定される論点 >

- ・ 市民の知る権利を保障するための情報の公開の仕組み
- ・ 市民自らが考え、判断をするための情報の提供の仕組み
- ・ 市民と行政・議会が協働するための情報の共有の仕組み
- ・ 行政がまちづくりに立案の段階から参加するための仕組み
- ・ 市民と行政・議会が自主性を尊重し対等な立場で補い合い、協働する仕組み
- ・ 市民による各種団体や近隣自治体などとの連携・協力の仕組み
- ・ 市民がまちづくりに関わるための法体系の整備や、協議会への参加・パブリックコメントなどを通じて政策の決定に携わる仕組み
- ・ 行政の透明性・公平性を保ち信頼関係を築くための仕組み
- ・ 住民自らがまちづくりについて検討や見直しを行うための手続きに関する仕組み
- ・ 住民自治と協働の社会を実現するための行政組織の役割と責務に関する規定
- ・ まちづくりのスタッフとして、市民と協力していくための職員の役割や責務に関する規定
- ・ 上田市の特徴ある自治の仕組みの確認 など

## 議会との連携は

条例づくりは、上田市の自治を担う市民、議会、行政すべての主体が考え、連携しながら創造していくものであり、議会の役割などの規定は必要不可欠となります。

このため、条例検討委員会の経過や意見を逐次報告するとともに、議会の意向を十分確認しながら、連携を図り進めていきます。